

## 第 4 期

# 琴浦町障がい福祉計画



作品：あいサポート・アートとっとりフェスタ in ことうら

平成27年3月

鳥取県琴浦町



# 目 次

## I 総論

1	計画の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の目的及び特徴	1
4	計画期間及び見直しの時期	2
5	計画の達成状況の点検及び評価	2
6	総合的な支援の体系	2

## II 各論

◎	人口に占める障がい者の割合	4
1	平成29年度の数値目標の設定	4
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	4
	(2) 福祉施設から一般就労への移行	5
	(3) 就労移行支援事業の利用者数	6
	(4) 就労移行支援事業所ごとの就労移行者数	6
2	障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策	7
	(1) 訪問系サービス	7
	(2) 日中活動系サービス	9
	① 介護サービス	9
	② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	11
	③ 就労支援	13
	(3) 居住系サービス	15
	(4) 相談支援	17
3	障害児通所支援の見込み量と見込み量確保のための方策	19
4	地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策	21
	【必須事業の概要】	
1	理解促進研修・啓発事業	21
2	自発的活動支援事業	21
3	相談支援事業	21
4	成年後見制度利用支援事業	23
5	成年後見制度法人後見支援事業	24
6	意思疎通支援事業	24
7	日常生活用具給付等事業	25

8	手話奉仕員養成研修事業	26
9	移動支援事業	26
	《別記》	27
	【任意事業の概要】	
①	日常生活支援	28
	・日中一時支援事業	
	・日常生活支援事業：聴覚障がい者生活支援事業	
②	社会参加支援事業	29
	・奉仕員養成研修事業	
	・自動車運転免許取得・改造助成事業	
5	計画の推進にあたって	30
(1)	関係機関・団体との連携	30
	① 町民や関係団体との連携	
	② 国・県との連携	
	資料	
	関係法令抜粋	31
	平成26年度鳥取県障害者の実態・ニーズ調査の結果（抜粋）	33

# I 総論

## 1 計画の趣旨

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条の規定に基づき、町障がい者計画に掲げる「生活支援」に関する事項について、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定めるものです。

## 2 計画の基本理念

障がいのある人の自立と社会参加への意欲の高まり、生活・就労基盤の充実等により、地域において生活したいという障がいのある人が増えています。

加えて、施設や長期入院の生活から地域生活への移行により、それに対応できる在宅福祉サービスの充実や住まい及び働く場の確保、障がいについての正しい理解のための啓発が一層必要となっています。

障害者総合支援法では、障がい者の範囲を見直され、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等（治療方針が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障がい者手帳を持たない方でも障がい者のサービスを受けることができるようになりました。

このような中、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念、及び障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、町障がい福祉計画を定めます。

## 3 計画の目的及び特徴

この計画は、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

第 4 期計画では、第 3 期計画（平成 24 年度から平成 26 年度）の実績検証を踏まえ、ニーズ調査の結果等により実態に即した今後 3 年間の数値目標、サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策を計画することとします。

#### 4 計画期間及び見直しの時期

町障がい福祉計画は、3年を1期として策定する計画です。第4期となる本計画は、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年とします。

#### 5 計画の達成状況の点検及び評価

各年度におけるそれぞれの事業実績を踏まえながら、町障がい者自立支援協議会において計画の点検及び評価を行い、次期計画へ反映させることとします。

#### 6 総合的な支援の体系

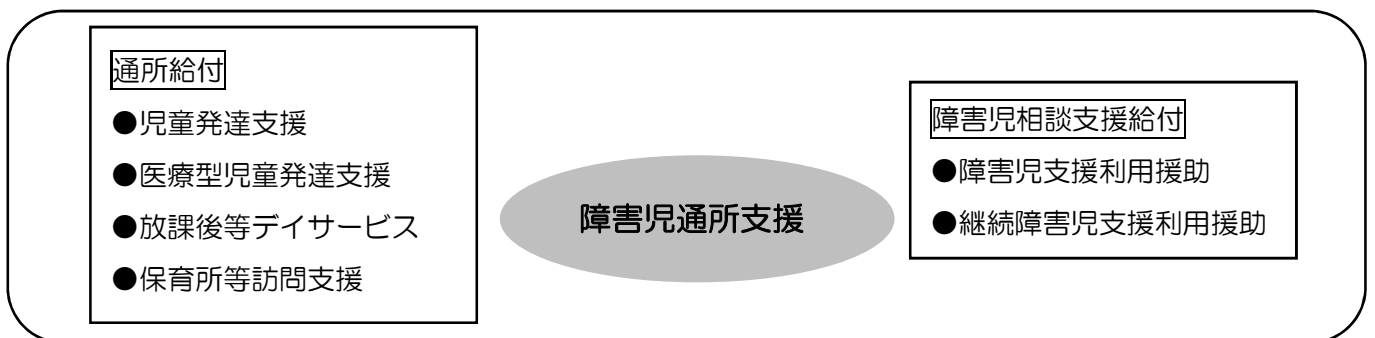
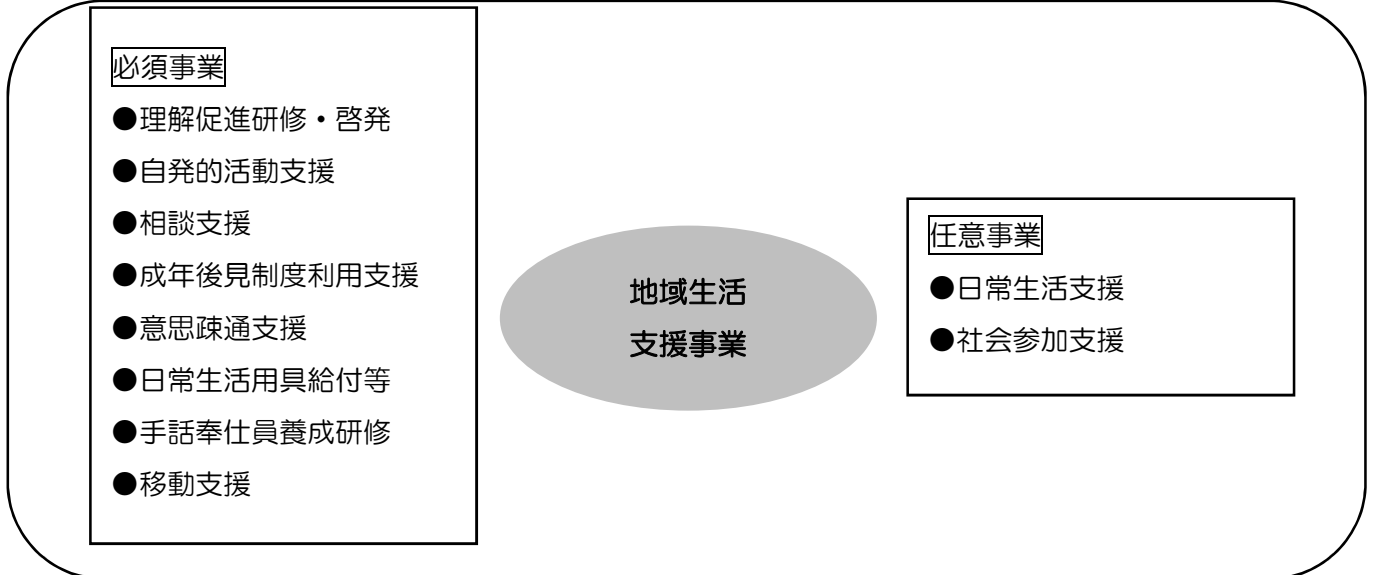
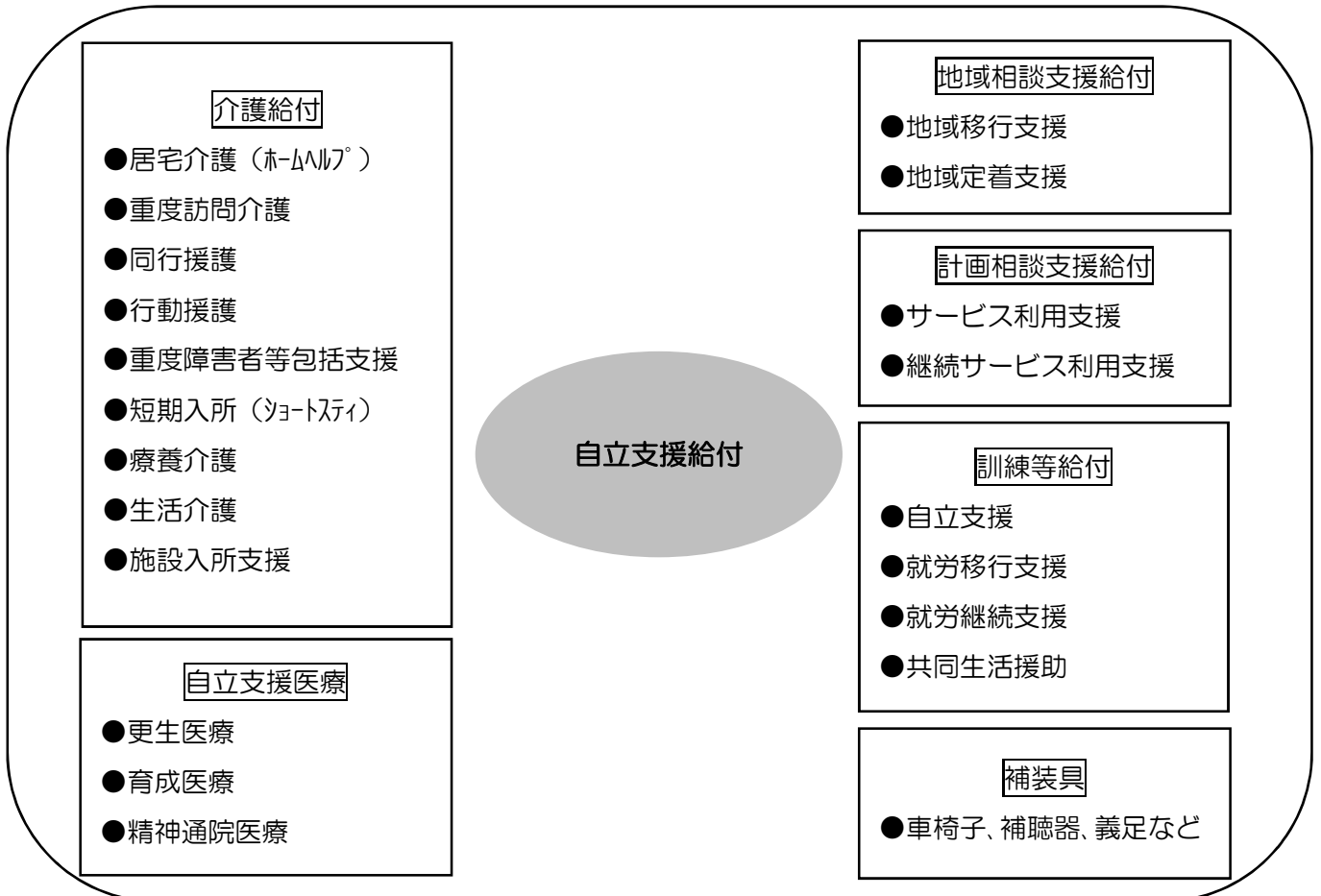
障害者総合支援法による総合的な支援は、『自立支援給付』と、『地域生活支援事業』で構成されています。

「自立支援給付」は、自立介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」などがあります。

「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じ、県とも連携しながら実施主体である町が柔軟な形態により効果的・効率的に実施します。

また児童については、児童福祉法の改正により、平成24年度から町が実施主体として、『障害児通所支援』が追加で構成されました。

【総合的な支援の体系図】



## II 各論

◎本町の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び人口に占める障がい者の割合は、次のとおりです。

(平成26年12月末現在)

総人口	障がい種別ごとの人数(うち65歳未満)	人口に占める割合
18,451人	身体障がい 896人 (170人)	6.1%
	知的障がい 116人 (101人)	
	精神障がい 120人 (88人)	

### 1 平成29年度の数値目標の設定

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

	数値項目	目標値(平成29年度)
【現状】	平成25年度末時点の 施設入所者数 34人	施設入所者数 32人
【目標値】地域生活移行数	施設入所からグループホーム、 在宅等へ移行する人の数	5人
【目標値】削減数	施設入所者の動態 (退所者－入所者)	2人

#### ① 現状と目標値設定の考え方

町において、平成25年度末の施設入所者数は34人となっています。

第3期計画の数値目標は、施設入所者数33人であり、平成26年12月末現在36人の入所者があり、目標未達成の状況です。あわせて重度の障がいにより在宅生活が困難なため、入所施設の空きを待つ入所希望者もあり、目標達成が困難な状況にあります。

国の基本指針では、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における施設入所者を、平成25年度末時点から4%削減することを基本とし、目標値を設定することとされています。

#### ② 評価と課題

障がい者やその家族に対して退所に向けて調整を行ったが地域で生活することについて、中部圏域にあるグループホームはすべて定員に達しており、利用希望があっても、すぐには利用できない現状があります。



### ③ 目標値達成に向けた取り組み

引き続き地域で安心して暮らしていけるよう入所施設や移行先となるグループホームと連携しながら居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行ないます。

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行

	実績（平成 24 から 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
一般就労移行者数	3 人（単年あたり）	7 人

### ① 現状と数値目標設定の考え方

町において、平成 24 年度の福祉施設から一般就労への移行実績は 3 人となっています。平成 25 年度に 4 人、26 年度に 2 人の移行がありました。

国の基本指針では、平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上を目指すこととされています。

町では、第 3 期計画の数値目標（単年 2 人の移行）が達成されていますが、引き続き平成 29 年度中に 7 人以上の移行を目指します。

### ② 評価と課題

一般就労への移行した人の多くが、就労移行支援・就労継続支援（A 型・B 型）を利用されていました。その他、産業人材育成センターでの訓練により一般就労した人もあります。しかし、就労移行支援を利用しても、本人のスキルアップの向上と受け皿が少ないため、一般就労につながらない人がまだまだ多くあります。

### ③ 目標達成に向けた取り組み

企業として障がい者雇用を考えてもらうため、これまで商工会に対して発達障がいの特性を伝える研修を行ってきました。今後も継続して障がい者雇用についての理解を深める研修や啓発を行います。

就労移行支援事業所などにも、一般就労に向けて本人の希望に沿った訓練や実習がされるよう働きかけを行います。

### (3) 就労移行支援事業の利用者数

	現状（平成 25 年度末）	目標値（平成 29 年度末）
就労移行支援事業の利用者数	3 人	5 人

#### ① 現状と数値目標設定の考え方

町において、平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数は 3 人となっています。

国の基本指針では、平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加することとされています。

そのため、平成 29 年度末に 5 人以上の利用を目指します。

#### ② 評価と課題

就労移行支援事業を利用することで、その人にあった働き方を見極める（一般就労や就労継続支援（A 型・B 型）の選択）ことができました。

しかし、利用期間が原則 2 年と決まっているにも関わらず、個々の目標達成に向けて計画的に支援が行われていないケースもありました。

#### ③ 目標達成に向けた取り組み

一般就労を目指している訓練を必要とする人に対して、事業所の紹介や必要な手続きについて情報提供を行います。

### (4) 就労移行支援事業所ごとの就労移行者数

	目標値（平成 29 年度）
就労移行支援事業の利用者の就労移行者数	2 人

#### ① 現状と数値目標設定の考え方

町内には現在、就労移行支援事業所がありませんが、町外にある事業所の利用者があります。

国の基本指針では、平成 29 年度において、就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 3 割以上の事業所を 5 割以上とすることとされています。

町外への事業所利用があることから、町においては、平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者目標数 5 人のうち、3 割以上にあたる 2 人以上が就労移行することを目指します。

## ② 評価と課題

第3期に目標はありません。

## ③ 目標達成に向けた取り組み

これからも商工会に対して発達障がいの特性を伝え、企業が障がいの特性に応じた受け入れ先を整えるために、障がい者雇用についての理解を深める研修や啓発を行います。

就労移行支援事業所などにも、一般就労に向けて本人の希望に沿った訓練や実習がされるよう働きかけを行います。

## (5) 地域生活支援拠点等の整備について

障がい者の地域生活への移行を進めるため、平成29年度末までに地域生活を支援する機能（相談、体験の機会及び場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を町内に整備します。

## 2 障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・ 自宅において、ホームヘルパーにより入浴、排泄、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	・ 重度の肢体不自由、重度の知的障がい、精神障がいにより常時介護を必要とする障がいのある人が対象となります。 ・ 自宅において、ホームヘルパーにより入浴、排泄、食事の介護や外出時における移動に必要な支援などを行います。
同行援護	・ 視覚障がいにより移動に困難がある人が対象となります。 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代読・代筆を含む）移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	・ 常に介護を必要とする重度の知的障がいまたは精神障がいのある人であり自己判断能力が制限されている人が対象となります。 ・ 危険を回避するために、外出時に必要な支援を行います。

重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時介護を必要とする障がい者の中で、介護の必要性が非常に高いと認められた人が対象となります。</li> <li>・ 居宅介護をはじめとする、複数の福祉サービスを組み合わせて提供します。</li> </ul>
------------	--

【第3期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	計画	320 時間	335 時間	350 時間
	実績	184 時間	144 時間	(132 時間)
重度訪問介護	計画	0 時間	0 時間	0 時間
	実績	0 時間	0 時間	(0 時間)
同行援護	計画	5 時間	10 時間	15 時間
	実績	0 時間	0 時間	(3 時間)
行動援護	計画	0 時間	0 時間	0 時間
	実績	0 時間	0 時間	(0 時間)
重度障害者包括支援	計画	0 時間	0 時間	0 時間
	実績	0 時間	0 時間	(0 時間)

※平成 26 年度実績については、4 月～12 月の平均実績数のため、( ) で表記しています。以下、他のサービスについても同様とします。

○評価と課題

訪問系サービスのうち居宅介護は、新規の利用者が増える一方で、症状の改善によりサービスの必要性がなくなった人や、介護保険サービスでの訪問介護に変更されたことにより実績値が計画値を大きく下回っています。

また同行援護は、平成 24 年度、25 年度に利用実績はなく、平成 26 年度には実績値が計画値を大きく下回っています。これは、家族の同行によりサービス利用が不要であったためです。一方で、障がいの特性に合わせた情報の発信が十分でなかったことも考えられます。

【サービスの見込み量】

(単位：月あたり)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	200 時間	220 時間	240 時間
重度訪問介護	60 時間	90 時間	120 時間
同行援護	5 時間	10 時間	15 時間
行動援護	0 時間	0 時間	0 時間
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間

※平成 24 年度以降のサービス利用時間の実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて今後の利用時間を推計しています。

【見込み量確保のための方策】

地域移行を進めていくには、在宅でも安心して暮らせる支援が必要となります。重度障がいの場合、ヘルパー利用について、24 時間対応の必要な場合がありますが、中部圏域で対応できる事業所が 1 箇所しかないのが現状で

す。したがって、ニーズに即したサービス提供が行えるよう、事業所に対して働きかけを行います。

(2) 日中活動系サービス

① 介護サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。</li> <li>・事業所において、日中、入浴、排泄、食事などの介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します</li> </ul>
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。</li> <li>・病院への入院による医学的管理の下、入浴、排泄、食事などの介護の提供、機能訓練、療養上の管理、看護など日常生活能力の維持・向上のために必要なサービスを提供します。</li> </ul>
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設への入所を必要とする障がいのある人が対象となります。</li> <li>・施設において、入浴、排泄、食事などを行います。</li> </ul>

【第3期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	計画	1,210 人日	1,254 人日	1,298 人日
	実績	1,175 人日	1,206 人日	(1,216 人日)
療養介護	計画	10 人	10 人	10 人
	実績	10 人	10 人	(10 人)
短期入所	計画	25 人日	30 人日	35 人日
	実績	4 人日	6 人日	(9 人日)

※単位の人日は「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量です。以下、他のサービスでも使用します。

○評価と課題

日中活動系サービスにおいて、生活介護、療養介護については、ほぼ計画値に近い実績となっています。町社会福祉協議会が生活介護事業所を、平成23年8月から町内に新設され、利用しやすくなったことで徐々に実績が上がってきています。

短期入所については、過去3年については実績値が年々増加の傾向にあります。しかし、事業所の多くが定員に空きがないと受け入れできない状況であり、家族の休息や緊急時にスムーズなサービス提供ができない現状があります。

【サービスの見込み量】

(単位：月あたり)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	1,250 人日	1,280 人日	1,310 人日
療養介護	10 人	10 人	11 人
短期入所（福祉型）	15 人日	15 人日	15 人日
短期入所（医療型）	1 人日	1 人日	1 人日

※平成24年度以降のサービス利用実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて今後の利用量を推計しています。

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人やその家族に向けてサービスの内容や事業所の紹介につ

いての情報提供を行い、ニーズに対応できるよう具体的な利用開始に向けて支援を行います。

事業所に対しては、喀痰吸引や経管栄養が必要な重度の身体障がいのある人の受け入れ態勢の整備に向けて働きかけを行います。

短期入所については、緊急時などにスムーズな利用できるよう事業所と利用調整を行います。

## ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障がいのある人、又は、難病患者が対象となります。</li> <li>・定められた期間に、事業所への通所、利用者の自宅への訪問などを組み合わせて、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</li> </ul>
自立訓練 （生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。</li> <li>・定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</li> <li>・自宅外の居室等を利用しながら家事などの生活能力向上の訓練を行う宿泊型自立訓練もあります。</li> </ul>

### 【第3期計画と実績】

（単位：月あたり）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 （機能訓練）	計画	22 人日	22 人日	22 人日
	実績	0 人日	0 人日	(0 人日)
自立訓練 （生活訓練）	計画	88 人日	110 人日	110 人日
	実績	244 人日	130 人日	(75 人日)

※自立訓練は利用期間が限定されている事業です。

## ○評価と課題

自立訓練において、身体機能の向上のための機能訓練については、医療機関が行うリハビリテーションなどの代替訓練があるため、また、中部圏域に事業所がないため実績がありません。

生活訓練においては、平成24年度に中部圏域で宿泊型自立訓練事業所が新設されたことで計画より実績が大幅に上回りました。福祉ホームが廃止されたことにより、これまでの利用者の生活の場として宿泊型自立訓練事業所が利用されることとなり、また、長期入院患者も退院後の生活の場として利用することとなったためです。

標準利用期間は原則2年間であり、訓練の結果、平成26年度までに3人がグループホームへ、3人が自宅へ、1人が高齢者施設へ、1人が施設入所支援へ移行され、また、一方では体調不良により入院となった人もあります。

そのため、平成25年度からは減少傾向となっています。

### 【サービスの見込み量】

(単位：月あたり)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	22人日	22人日	22人日
自立訓練（生活訓練）	120人日	150人日	150人日

### 【見込み量確保のための方策】

障がいのある人やその家族に向けてサービスの内容や事業所の紹介についての情報提供やニーズに対応できるよう具体的な利用開始に向けて支援を行います。

訓練の結果、地域で安心して暮らしていけるよう移行先となるグループホームなどと連携しながら居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行い地域移行の実現を図ります。



### ③ 就労支援

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般就労などを希望し、企業などへの雇用または在宅就労が見込まれる障がいのある人が対象となります。</li> <li>・ 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。</li> </ul>
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内との雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。</li> <li>・ 就労に必要な知識や能力の向上のための指導や訓練を行います。</li> </ul>
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業や就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。</li> <li>・ 雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援を行います。</li> </ul>

#### 【第3期計画と実績】

（単位：月あたり）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	計画	132 人日	176 人日	176 人日
	実績	143 人日	114 人日	(58 人日)
就労継続支援（A型）	計画	66 人日	88 人日	110 人日
	実績	143 人日	175 人日	(228 人日)
就労継続支援（B型）	計画	1,166 人日	1,276 人日	1,386 人日
	実績	912 人日	992 人日	(1,098 人日)

#### ○評価と課題

就労移行支援については、中部圏域に事業所が増えたことにより平成24年度は、若干計画を上回っています。このうち2名が一般就労へ繋がっ

ています。

なお、就労移行支援は利用期間が2年間と限定されているため、平成26年度はサービス終了の対象者と比べ新規利用者が少なく、計画を下回る結果となっています。

就労継続支援（A型）についても、中部圏域に事業所が増えたことにより計画を大幅に上回り実績が計画のほぼ2倍となっています。就労継続支援（B型）については、徐々にではありますが実績が上がってきています。就労継続支援（B型）利用者のうち、就労に必要な能力の高い人は就労継続支援（A型）へ移行したため計画値を下回る結果となりましたが、しかしまだ一般就労につながらない人が多くあります。

#### 【サービスの見込み量】

（単位：月あたり）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	110 人日	110 人日	110 人日
就労継続支援（A型）	286 人日	330 人日	374 人日
就労継続支援（B型）	1,170 人日	1,260 人日	1,350 人日

※平成24年度以降のサービス利用実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて、今後のサービス見込み量を定めています。

#### 【見込み量確保のための方策】

公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの就労関係機関や特別支援学校など教育機関と連携することで情報をいち早くキャッチし、サービスの利用につなげていきます。

### (3) 居住系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活における相談支援、入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助などを行います。</li> </ul> <p>※平成 26 年 3 月までは、障害程度区分 2 以上の人は、共同生活介護（ケアホーム）が対象となっていました。平成 26 年 4 月以降、共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一体化され、区分に関わらず継続的に介護や援助を実施することとなりました。</p>
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて夜間等における入浴、排泄、食事の介護など、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。</li> </ul>

#### 【第 3 期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護（ケアホーム）	計画	27 人	29 人	31 人
	実績	30 人	35 人	(34 人)
共同生活援助（グループホーム）	計画	33 人	33 人	33 人
	実績	35 人	36 人	(36 人)

#### ○評価と課題

共同生活援助、施設入所支援においては、若干計画を上回っています。共同生活援助については、平成 24 年 10 月から「東伯けんこうホーム」・平成 26 年 4 月から「はあとほうす琴浦」の 2 つのグループホームが新設され、受け入れ先が整備されたためです。施設入所については、第 3 期中に地域移行者が 1 名、新規入所が 8 名ありました。今後、希望に沿ったグループホームなどの地域拠点施設の整備が必要です。

**【サービスの見込み量】**

(単位：月あたり)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	36 人	38 人	40 人
施設入所支援	38 人	35 人	32 人

※平成 24 年度以降のサービス利用実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて、今後のサービス見込量を定めています。

**【見込み量確保のための方策】**

グループホームの開設について、中部圏域の医療法人や社会福祉法人など、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。

サービス利用者に対しては、受給者証更新時期やサービス利用のモニタリングの機会を活用し、ニーズや実態を聞き取り、必要なサービスの提供に努めます。

また、公営住宅への優先入居など、障がいのある人の地域での生活の場の確保に努めます。

賃貸借契約による一般住宅への入居を希望している人については、保証人がいないなどの理由により入居が困難なケースもあり、その場合には住宅入居等支援事業の利用するなどの入居に必要な調整を行います。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	・ 障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となります。サービスの支給決定の前にサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定後も定期的にモニタリングを行い、利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	・ 施設に入所している障がい者の方または精神科病院に入院している精神障がいのある方が対象となります。 ・ 施設に入所または精神科病院に入院している人が、退所または退院により地域で生活するために必要な支援を行います。
地域定着支援	・ 自宅において、単身等により緊急時の支援が見込めない障がいのある方が対象となります。 ・ 自宅において地域での生活を続けるため、常時連絡体制を確保し障がいが原因で生じた緊急事態などで必要な支援を行います。

【第3期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	計画	8 人	21 人	35 人
	実績	4 人	19 人	(25 人)
地域移行支援	計画	2 人	2 人	2 人
	実績	0 人	0 人	(0 人)
地域定着支援	計画	2 人	3 人	3 人
	実績	0 人	0 人	(0 人)

○評価と課題

計画相談支援については、平成24年度から指定特定相談支援事業者(町内では琴浦町社会福祉協議会)により、すべての障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画の作成及び定期的なモニタリングが必要となりました。平成26年12月現在でサービス利用者のうち92%の人にサービス利用計画は作成済みであり、平成26年度末には100%達成する見込みです。

障害福祉サービス(主に訪問系サービス・日中活動系サービス)の中で計画値を下回ったサービスがあるため、必然的に計画相談支援の利用も減少し、計画値が実績値を下回っています。

計画相談支援は開始してから3年が経過したところですが、計画内容が具体性を欠くなど不十分な場合もあるので、計画を作成する相談支援専門員のスキルアップをしていく必要があります。

地域移行支援・地域定着支援については、計画の時点では地域移行を見据えた数値を設定しましたが医療機関と支援機関の連携が優れており、サービスを利用しなくても地域での生活ができたため実績がありませんでした。しかし、今後は困難なケースも想定されます。

**【サービスの見込み量】**

(単位：月あたり)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	30 人	32 人	34 人
地域移行支援	1 人	2 人	2 人
地域定着支援	1 人	2 人	2 人

**【見込み量確保のための方策】**

計画相談支援で作成した計画が、本人にあっての内容なのか点検、指導、確認を行います。

計画相談支援では十分な対応ができない場合は、地域移行支援・地域定着支援を利用し、入所施設・病院と一体となって、安心した地域移行ができるように取り組みます。

### 3 障害児通所支援の見込み量と見込み量確保のための方策

児童福祉法の改正により、平成 24 年度から障害児通所支援が創設され、身近な町が実施主体となりました。関係機関との連携により、支援が必要な児童に対して、適切な療育が提供され、障がい特性に応じた一貫した支援を実施します。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	・療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	・肢体不自由があり、理学療法の機能訓練又は医療が必要であると認められる障がい児を対象に、児童発達支援と合わせて治療を行います。
放課後等デイサービス	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。
保育所等訪問支援	・保育園、認定こども園、小学校、特別支援学校に通う障がい児を対象に、保育所などにおいて他の児童との集団生活ができるよう、それぞれの障がい特性にあった専門的な支援を行います。
障害児相談支援	・障害児通所支援を利用するすべての児童が対象となります。通所支援の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とします。また、支給決定後も定期的にモニタリングを行い、利用計画の見直しを行います。

#### 【第 3 期の実績】

(単位：月あたり)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	19 人日	15 人日	(15 人日)
医療型児童発達支援	3 人日	5 人日	(6 人日)
放課後等デイサービス	31 人日	47 人日	(49 人日)
保育所等訪問支援	1 人日	1 人日	(1 人日)
障害児相談支援	0 人	0 人	(0 人)

※第 3 期では、見込み量をあげていないため、実績のみとなります。

**【サービスの見込み量】**

(単位：月あたり)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	15 人日	18 人日	21 人日
医療型児童発達支援	9 人日	12 人日	12 人日
放課後等デイサービス	60 人日	78 人日	90 人日
保育所等支援	1 人日	1 人日	1 人日
障害児相談支援	0 人	4 人	5 人

**【見込み量確保のための方策】**

支援が必要な児童については、保護者からの相談のほか、乳幼児健診や保育園・認定子ども園・学校との連携により、適切な療育が受けられるようサービスの利用について調整を行います。

障害児通所支援のサービスの利用にあたっては、障害児支援利用計画を作成することが必須となりますが、計画作成を行う障害児相談支援事業所が存在しないため、保護者が作成するセルフプランで対応している状況にあります。児童の計画作成に対応できる相談支援事業所が確保できるよう既存の関係する児・者の事業所などに働きかけます。

保護者からは、学校が長期休暇中（夏休みなど）に過ごせる場所を求める声がありますが、中部圏域には、受け入れ先となる事業所が十分に無いことから、地域生活支援事業の日中一時支援事業と合わせて、既存事業所の定員増や新規事業所の立上げについて働きかけます。



#### 4 地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策

##### 【必須事業の概要】

1	<b>【事業名】</b> 理解促進研修・啓発事業	<b>【内容】</b> 障がい者についての理解を深める研修・啓発を行います。
	<b>【第3期計画と実績】</b> 第3期中、計画はありませんでした。	
	<b>【第4期事業実施計画】</b> あいサポート研修（誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていることを理解し、日常生活で、ちょっとした手助けができるサポーターを養成する研修）や、障がい種別ごとに、障がいについて理解を深めるための研修や啓発を行います。	

2	<b>【事業名】</b> 自発的活動支援事業	<b>【内容】</b> 障がい者、その家族などによる自発的な取り組みを支援します。
	<b>【第3期計画と実績】</b> 第3期中、計画はありませんでした。	
	<b>【第4期事業実施計画】</b> 当事者団体等（町身体障害者福祉協会・町手をつなぐ育成会・町精神障がい者家族会）に対して、活動支援を行います。	

3	<b>【事業名】</b> 相談支援事業	<b>【内容】</b> 障がい者や介護を行う者などの相談に応じ、制度や福祉サービスについての情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。																					
	<b>【第3期計画と実績】</b> （単位：年あたり）																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">障がい者相談支援事業</td> <td>計画</td> <td>1,850件</td> <td>2,100件</td> <td>2,350件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,308件</td> <td>1,300件</td> <td>(880件)</td> </tr> <tr> <td>地域自立支援協議会</td> <td>計画・実績</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	障がい者相談支援事業	計画	1,850件	2,100件	2,350件	実績	1,308件	1,300件	(880件)	地域自立支援協議会	計画・実績	設置	設置	設置			
	区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度																		
障がい者相談支援事業	計画	1,850件	2,100件	2,350件																			
	実績	1,308件	1,300件	(880件)																			
地域自立支援協議会	計画・実績	設置	設置	設置																			
※平成26年実績については、4月～12ヶ月の9ヶ月間の実績のため、（ ）で表記しています。以下の事業についても同様です。 相談窓口として、平成18年10月に中部障がい者地域生活支援センター																							

を平成21年4月には町障がい者地域生活支援センターを設置しました。中部障がい者地域生活支援センターは、平成24年4月からは中部圏域における相談支援の中核的な役割をになう基幹相談支援センターとして設置しています。現在は特に、精神障がいによる長期入院患者の退院促進に積極的に取り組んでいます。平成24年度から計画相談支援が始まり、その実績とされているため、障がい者相談支援事業の計画に対して実績が下回る結果となりました。

また、障がいのある方が地域で暮らし続けることができるよう、広域的な課題を解決していくことを目的に、中部圏域障がい者地域自立支援協議会を平成24年4月に設置しました。町においても、この協議会の市町部会と位置づけ、町障がい者地域自立支援協議会を定期的に開催し、課題解決に向けて協議を行っています。

【第4期事業実施計画】

(単位：年あたり)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業（箇所数）	2カ所	2カ所	2カ所
障がい者相談支援事業 （のべ利用件数）	1,300件	1,300件	1,300件
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	1カ所	1カ所	1カ所
地域自立支援協議会	設置	設置	設置

相談窓口として、町障がい者地域生活支援センターと中部障がい者地域生活支援センターを継続設置します。また、課題解決に向けて中部圏域障がい者地域自立支援協議会、町障がい者地域自立支援協議会で継続協議を行います。

	<p><b>【事業名】</b> 成年後見制度利用支援事業</p>	<p><b>【内容】</b> 成年後見制度の利用（町長申立てによるもの）に要する費用の補助を行い、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を図ります。</p>																																				
4	<p><b>【第3期計画と実績】</b></p>																																					
	<p style="text-align: center;">（単位：年あたり）</p>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>(0件)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画	1件	1件	1件	実績	0件	1件	(0件)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>(0件)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画	1件	1件	1件	実績	0件	1件	(0件)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>(0件)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画	1件	1件	1件	実績	0件	1件
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																			
計画	1件	1件	1件																																			
実績	0件	1件	(0件)																																			
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																			
計画	1件	1件	1件																																			
実績	0件	1件	(0件)																																			
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																			
計画	1件	1件	1件																																			
実績	0件	1件	(0件)																																			
<p>近年、権利擁護における、家族の申立てによる相談利用は増えつつあるが、町長申立てによる制度の利用は、1件でした。 ※成年後見制度とは、認知症や障がいを理由により、判断能力が不十分な方について、契約の締結等を代わりに行うなどの権利擁護の制度です。</p>																																						
	<p><b>【第4期事業実施計画】</b></p>																																					
<p style="text-align: center;">（単位：年あたり）</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込み量	1件	1件	1件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込み量	1件	1件	1件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込み量	1件	1件	1件												
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																			
見込み量	1件	1件	1件																																			
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																			
見込み量	1件	1件	1件																																			
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																			
見込み量	1件	1件	1件																																			
<p>継続して、成年後見制度の利用（町長申立てによるもの）に要する費用の補助を行います。</p>																																						

5	<b>【事業名】</b> 成年後見制度法人後見支援事業	<b>【内容】</b> 成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人の体制整備を行います。								
	<b>【第3期計画と実績】</b> 第3期中、計画はありませんでした。しかし実績としては下記のとおりです。 (単位：年あたり)									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">平成 25 年度</th> <th style="width: 35%;">平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談</td> <td style="text-align: center;">139 件</td> <td style="text-align: center;">(13 件)</td> </tr> <tr> <td>法人後見受任</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> <td style="text-align: center;">(2 件)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	相談	139 件	(13 件)	法人後見受任	2 件
区 分	平成 25 年度	平成 26 年度								
相談	139 件	(13 件)								
法人後見受任	2 件	(2 件)								
<b>【第4期事業実施計画】</b> 平成25年4月1日から中部圏域（1市4町）で、成年後見制度についての情報提供や相談窓口として、また後見業務を適切に行うことができる法人として、中部成年後見支援センター（ミットレーベン）を設置しています。今後も、継続して法人の体制整備を行います。										

6	<b>【事業名】</b> 意思疎通支援事業	<b>【内容】</b> 聴覚障がい者等に対し、意思疎通に必要な手話通訳・要約筆記者を派遣します。											
	<b>【第3期計画と実績】</b> (単位：年あたり)												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 25%;">平成 24 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 25 年度</th> <th style="width: 40%;">平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td style="text-align: center;">80 件</td> <td style="text-align: center;">90 件</td> <td style="text-align: center;">100 件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td style="text-align: center;">105 件</td> <td style="text-align: center;">71 件</td> <td style="text-align: center;">(32 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>手話通訳・要約筆記者の派遣について鳥取県聴覚障害者協会に委託し、必要な派遣を行いました。</p>		年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計画	80 件	90 件	100 件	実績	105 件	71 件
年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度										
計画	80 件	90 件	100 件										
実績	105 件	71 件	(32 件)										
<b>【第4期事業実施計画】</b> (単位：年あたり)													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 25%;">平成 27 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 28 年度</th> <th style="width: 40%;">平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td style="text-align: center;">60 件</td> <td style="text-align: center;">60 件</td> <td style="text-align: center;">60 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>手話通訳・要約筆記者の派遣について鳥取県聴覚障害者協会に継続委託し、必要な派遣を行います。</p>		年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	見込み量	60 件	60 件	60 件				
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度										
見込み量	60 件	60 件	60 件										

7	<b>【事業名】</b> 日常生活用具給付等事業	<b>【内容】</b> 日常生活の便宜を図るために必要な用具の給付または貸与を行います。			
	<b>【第3期計画と実績】</b> <div style="text-align: right;">(単位：年あたり)</div>				
	区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	介護訓練支援用具		計画	4 件	4 件
			実績	2 件	2 件 (2 件)
	自立支援用具		計画	5 件	6 件
			実績	5 件	3 件 (1 件)
	在宅療養支援用具		計画	6 件	7 件
			実績	5 件	3 件 (2 件)
	情報意思疎通支援用具		計画	4 件	5 件
実績			3 件	3 件 (4 件)	
排泄管理支援用具		計画	203 件	220 件	
		実績	203 件	173 件 (163 件)	
住宅改修		計画	2 件	2 件	
		実績	0 件	0 件 (0 件)	
合計		計画	224 件	244 件	
		実績	218 件	184 件 (172 件)	
<p>介護訓練支援用具（ベッドなど）、自立支援用具（頭部保護帽など）、在宅療養支援用具（たん吸引器など）、情報意思疎通支援用具（情報・通信支援用具（ラジオなど）、盲人用時計など）、排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）については、利用需要が少ないものもあり計画を下回る実績となりました。</p> <p>また、住宅改修においては年齢によって介護保険の制度が優先されることもあり、利用がありませんでした。</p> <p>※それぞれの用具の詳細については、別記</p>					

<b>【第4期事業実施計画】</b>			
(単位：年あたり)			
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	4件	4件	4件
自立支援用具	7件	7件	7件
在宅療養支援用具	9件	10件	11件
情報意思疎通支援用具	6件	6件	6件
排泄管理支援用具	205件	220件	235件
住宅改修	2件	2件	2件
合計	233件	249件	265件
利用者個々の障がい特性に合わせた日常生活用具の給付を行います。			

8	<b>【事業名】</b> 手話奉仕員養成研修事業	<b>【内容】</b> 手話で日常会話を行うために必要な技術を習得するための養成研修を行います。
	<b>【第3期計画と実績】</b> 第3期中、計画はありませんでした。 研修の実績として、平成25年度の入門編受講4人、基礎編1人、平成26年度入門編受講1人、基礎編2人の受講がありました。	
	<b>【第4期事業実施計画】</b> 平成25年度から事業実施し、鳥取県聴覚障害者協会に事業運営を委託しています。今後も継続して、養成研修を行います。	

9	<b>【事業名】</b> 移動支援事業	<b>【内容】</b> イベント参加や買い物など、社会参加のための外出の際に一緒に行動し見守りや介助などを行います。		
	<b>【第3期計画と実績】</b>			
	(単位：年あたり)			
	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画	のべ利用時間	1,740時間	2,040時間	2,340時間
	実利用者数	12人	13人	14人
実績	のべ利用時間	451時間	712時間	(482時間)
	実利用者数	13人	16人	10人

見守りや介護が必要な人に対して、事業を行いました。 利用者数については計画並みの実績でしたが、利用時間については所要時間を必要としなかったため計画に対して実績が下回りました。			
【第4期事業実施計画】			
(単位：年あたり)			
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
見込み量 (のべ利用時間)	736 時間	782 時間	828 時間
見込み量 (実利用者数)	16 人	17 人	18 人
今後地域移行を進めていくには、在宅においても安心した生活が送れるように、必要な支援として各年一人ずつの見込み量の増としました。			

## 《別記》

### ○介護訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド

### ○自立支援用具

入浴用補助用具、便器、T字状・棒状つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置

### ○在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計

### ○情報意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用地デジ対応ラジオ、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人口咽喉、点字図書、補聴器用電池、補聴器・人工内耳用乾燥剤、補聴器カバー（防水用）、人工内耳用電池、人工内耳用充電器、人工内耳用充電電池、人工内耳用音声信号処理装置、人工内耳用イヤーマールド、人工内耳用マイクロホンカバー

### ○排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器

### ○住宅改修

障がい者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

## 【任意事業の概要】

1	<b>【事業名】</b> 日中一時支援事業（日常生活支援事業）	<b>【内容】</b> 障がいのある人が趣味活動を行ったり、身体的介護を受けながら安心して過ごせる場を確保し、また日頃介護にあつたっている家族に対しては休息時間を確保します。											
	<b>【第3期計画と実績】</b> （単位：年あたり）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>234日</td> <td>274日</td> <td>314日</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>433日</td> <td>626日</td> <td>(618日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年5月までは、中部圏域の事業所により支援が行われていましたが、平成24年5月1日から町社会福祉協議会により、事業が開始となり、これまで送迎などの面で利用ができなかった利用者も利用が可能となり、計画よりも上回る実績となりました。</p>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画	234日	274日	314日	実績	433日	626日
	平成24年度	平成25年度	平成26年度										
計画	234日	274日	314日										
実績	433日	626日	(618日)										
<b>【第4期事業実施計画】</b> （単位：年あたり）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td>1,200日</td> <td>1,300日</td> <td>1,400日</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童の放課後や長期休暇を過ごす場としてのニーズがありますが、児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」も考慮しながら必要なサービスの提供を行います。</p>		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込み量	1,200日	1,300日	1,400日				
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
見込み量	1,200日	1,300日	1,400日										

2	<b>【事業名】</b> 聴覚障がい者生活支援事業（日常生活支援事業）	<b>【内容】</b> 聴覚障がいのある人が日中活動する場に集い、コミュニケーションを保障しながら、健康や栄養についての学習や創作活動を通じて仲間づくりの場を定期的に提供します。											
	<b>【第3期計画と実績】</b> （単位：年あたり利用実人数）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>4人</td> <td>3人</td> <td>(3人)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画	3人	4人	5人	実績	4人	3人
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度										
計画	3人	4人	5人										
実績	4人	3人	(3人)										



<p>鳥取県聴覚障がい者協会に事業を委託し実施しました。当初、計画どおりの利用者へ手話によるコミュニケーションを保障したことにより、聴覚障がいのある人が安心して日中活動を行える場となりました。</p>											
<p><b>【第4期事業実施計画】</b></p> <p style="text-align: center;">(単位：年あたり利用実人数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 25%;">平成27年度</th> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 35%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>鳥取県手話言語条例（平成25年10月制定）により、現在の利用状況から手話通訳の利用需要が増えると見込まれるため、各年一人ずつの見込み量の増としました。</p>				年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込み量	4人	5人	6人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度								
見込み量	4人	5人	6人								

3	<p><b>【事業名】</b> 奉仕員養成研修事業（社会参加支援事業）</p>	<p><b>【内容】</b> 点訳・朗読奉仕を行うために必要な技術を習得するための養成研修を行います。</p>
	<p><b>【第3期計画と実績】</b> 第3期中、計画はありませんでした。 研修には、平成25年度は点訳2人、朗読4人、平成26年度には点訳2人、朗読2人の受講がありました。</p>	
	<p><b>【第4期事業実施計画】</b> 平成25年度から事業実施し、日本赤十字社鳥取県支部に事業運営を委託しています。今後も継続して、養成研修を行います。</p>	

4	<p><b>【事業名】</b> 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業（社会参加支援事業）</p>	<p><b>【内容】</b> 自動車運転免許取得及び自動車改造に必要な費用の一部を助成します。</p>																	
	<p><b>【第3期計画と実績】</b></p> <p style="text-align: right;">(単位：年あたり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年 度</th> <th style="width: 25%;">平成24年度</th> <th style="width: 25%;">平成25年度</th> <th style="width: 25%;">平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計 画</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実 績</td> <td style="text-align: center;">運転免許取得</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">(1人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車改造</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">(1人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>自動車運転免許取得・自動車改造に必要な費用の一部（上限10万円）を助成しました。概ね計画どおりでした。</p>		年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計 画	3人	4人	4人	実 績	運転免許取得	3人	2人	(1人)	自動車改造	1人	0人	(1人)
	年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度															
	計 画	3人	4人	4人															
実 績	運転免許取得	3人	2人	(1人)															
	自動車改造	1人	0人	(1人)															

【第4期事業実施計画】				
(単位：年あたり)				
年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
見込み量	運転免許取得	2 人	2 人	2 人
	自動車改造	2 人	2 人	2 人

必要な費用の一部（平成 27 年度当初においては上限 10 万円）を助成します。実績を踏まえ増減なしで見込みました。

## 5 計画の推進にあたって

### (1) 関係機関・団体との連携

#### ① 関係団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、町障がい者地域自立協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、計画を推進します。

#### ② 国・県との連携

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

また、障がい福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県へ引き続き要望していきます。

## <資料>

### ●障害者虐待防止法

障がい者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月 1 日に施行されました。

#### 【目的】

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### 【定義】

障がい者とは、身体的・知的・精神障がいその他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態になるものをいう。

障がい者虐待とは、養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいう。

### ●障害者優先調達推進法

障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進目的に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

#### 【目的】

この法律は、国、地方公共団体、独立行政法人等による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにすると共に、基本方針及び調達方針の策定その他の障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立促進に資することを目的とする。

#### 【概要】

- ・国は、障がい者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。

- ・地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成すると共に、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
- ・国及び独立行政法人等は、公契約について競争参加資格を定めるにあたって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講じるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講じるよう努める。

## ●障害者差別解消法

障がいを理由とする差別を禁止するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別禁止法)が平成 25 年 6 月 26 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

### 【目的】

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人として尊重し、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

本法を含め、障害者基本法、障害者総合支援法の成立を受け、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)の締結が承認されています。

### 【概要】

- ・国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止する。
- ・差別を解消するための取組みについて政府全体の方針を示す「基本方針」を作成する。
- ・行政機関ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容を示す「対応要領」・「対応指針」を作成する。
- ・相談及び紛争の防止のための体制の整備、啓発活動等の障がいを理由とする差別を解消するための支援措置をする。

# 平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果(抜粋)について

## ○主な介助者

父母等	配偶者	子ども	ヘルパー等	その他	無回答	計
36人	24人	14人	24人	3人	31人	132人
27.3%	18.2%	10.6%	18.2%	2.3%	23.4%	100.0%

※一部介助又は全介助が必要と選択した者のみ回答

※複数回答あり

## ○中心介助者

0～17歳	18, 19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
1人	0人	2人	7人	10人	14人	10人	24人
1.0%	0.0%	2.0%	7.1%	10.1%	14.1%	10.1%	24.2%
無回答	計						
31人	99人						
31.4%	100.0%						

※主な介助者を父母等、配偶者、又は子どもと選択した者のみ回答

## ○現在どのように暮らしているか

一人暮らし	家族と	グループホーム 入居	福祉施設入所	病院入院	その他	無回答	計
24人	205人	2人	9人	18人	0人	5人	263人
9.1%	77.9%	0.8%	3.4%	6.8%	0.0%	2.0%	100.0%

## ○将来どのように暮らしたいか

一人暮らし	家族と	グループホーム 入居	福祉施設入所	病院入院	その他	無回答	計
39人	174人	10人	15人	3人	9人	13人	263人
14.8%	66.2%	3.8%	5.7%	1.1%	3.4%	5.0%	100.0%

## ○在宅生活を続けるために必要な支援

在宅医療	住居確保	在宅サービス	生活訓練	経済負担	相談体制	地域住民理解	あいサポート
102人	77人	112人	40人	155人	71人	44人	58人
14.4%	10.9%	15.8%	5.6%	21.9%	10.0%	6.2%	8.2%
その他	無回答	計					
15人	34人	708人					
2.1%	4.9%	100.0%					

※複数回答あり

○外出の頻度

毎日	週に数回	めったに出ない	まったく出ない	無回答	計
137人	82人	26人	13人	5人	263人
52.1%	31.2%	9.9%	4.9%	1.9%	100.0%

○外出の際に困ること

公共交通少い	乗り降り困難	階段段差多	乗換分りにくい	設備が不便	介助者の確保	お金がかかる	周囲の目
59人	43人	49人	20人	24人	15人	53人	24人
13.0%	9.5%	10.8%	4.4%	5.3%	3.3%	11.7%	5.3%
困ったときに不明	体調変化	困ったときに不明	無回答	計			
40人	48人	15人	64人	454人			
8.8%	10.6%	3.3%	14.0%	100.0%			

※複数回答あり

○日中の主な過ごし方

会社・自営業等	ボランティア	専業主婦(主夫)	福祉施設・作業所	デイケア	リハビリ	自宅	大学・専門・職業訓練
73人	1人	15人	36人	8人	3人	65人	0人
27.8%	0.4%	5.7%	13.7%	3.0%	1.1%	24.7%	0.0%
特別支援学校	一般高・小中学	幼稚園・保育所	施設・病院	その他	無回答	計	
14人	7人	1人	15人	4人	21人	263人	
5.3%	2.7%	0.4%	5.7%	1.5%	8.0%	100.0%	

○就労の希望

仕事したい	したくない	無回答	計
47人	43人	51人	141人
33.3%	30.5%	36.2%	100.0%

※日中の主な過ごし方で会社・自営業等を選択していない18～64歳の者のみ回答

○障がい者の就労に必要な支援

通勤手段確保	バリアフリー設備	勤務日時配慮	在宅勤務拡充	職場の理解	上司等の理解	職場での介助	就労後フォロー
91人	54人	81人	43人	107人	106人	46人	60人
11.6%	6.9%	10.3%	5.5%	13.7%	13.5%	5.9%	7.7%
就労訓練	職場外相談	その他	無回答	計			
43人	63人	13人	76人	783人			
5.5%	8.0%	1.7%	9.7%	100.0%			

※複数回答あり

○スポーツを行う頻度

毎日	週3～5回	週1,2回	月1,2回	しない	無回答	計
23人	16人	26人	15人	161人	22人	263人
8.7%	6.1%	9.9%	5.7%	61.2%	8.4%	100.0%

○スポーツしない理由

種目無し	施設無し	設備不十分	仲間がいない	きっかけ無し	情報無し	指導者なし	移動困難
17人	17人	2人	14人	22人	4人	2人	18人
5.7%	5.7%	0.7%	4.7%	7.4%	1.3%	0.7%	6.1%
疲れやすい	お金掛かる	興味なし	時間無し	その他	無回答	計	
73人	12人	38人	28人	33人	17人	297人	
24.6%	4.0%	12.8%	9.4%	11.1%	5.8%	100.0%	

※スポーツを行う頻度でしないを選択した者のみ回答

※3つまで回答可

○芸術活動を行う頻度

毎日	週3～5回	週1,2回	月1,2回	しない	無回答	計
8人	9人	17人	18人	179人	32人	263人
3.0%	3.4%	6.5%	6.8%	68.1%	12.2%	100.0%

○芸術活動しない理由

種目無し	施設無し	設備不十分	仲間がいない	きっかけ無し	情報無し	指導者なし	移動困難
30人	15人	1人	21人	30人	11人	1人	18人
9.1%	4.5%	0.3%	6.4%	9.1%	3.3%	0.3%	5.5%
疲れやすい	お金掛かる	興味なし	時間無し	その他	無回答	計	
33人	29人	91人	23人	10人	17人	330人	
10.0%	8.8%	27.6%	7.0%	3.0%	5.1%	100.0%	

※芸術活動を行う頻度でしないを選択した者のみ回答

※3つまで回答可

○日常情報の入手元

本や新聞テレビ	行政広報	インターネット	家族・知人	事業所職員	家族会など	医師看護師	ケアマネ等
217人	51人	56人	117人	34人	8人	30人	7人
38.3%	9.0%	9.9%	20.7%	6.0%	1.4%	5.3%	1.2%
民生児童委員	学校・園の先生	相談事業所	行政職員	その他	無回答	計	
3人	10人	3人	4人	8人	18人	566人	
0.5%	1.8%	0.5%	0.7%	1.4%	3.3%	100.0%	

※複数回答あり

○充実してほしい情報

福祉関連情報	医療関連情報	就学就職情報	観光情報	スポーツ・文化・芸術情報	防災情報	ボランティア情報	手話点字情報
104人	107人	47人	51人	36人	32人	17人	14人
21.8%	22.4%	9.8%	10.7%	7.5%	6.7%	3.6%	2.9%
その他	無回答	計					
7人	63人	478人					
1.5%	13.1%	100.0%					

※3つまで回答可

○差別体験の有無

ある	少しある	ない	無回答	計
37人	45人	145人	36人	263人
14.1%	17.1%	55.1%	13.7%	100.0%

○差別を受けた場所は

学校職場	仕事を探す時	外出先	余暇を楽しむ時	医療機関	住んでいる地域	その他
39人	8人	35人	10人	8人	20人	4人
29.8%	6.1%	26.7%	7.6%	6.1%	15.3%	3.1%
無回答	計					
7人	131人					
5.3%	100.0%					

※差別体験の有無である又は少しあると選択した者のみ回答

※複数回答あり

○成年後見制度を知っているか

知っている	聞いたことがある	知らない	無回答	計
56人	77人	98人	32人	263人
21.3%	29.3%	37.3%	12.1%	100.0%

○防災訓練への参加したことがあるか

ある	ない	無回答	計
91人	142人	30人	263人
34.6%	54.0%	11.4%	100.0%



○災害時に一人で避難できるか

できる	できない	分からない	無回答	計
119人	53人	70人	21人	263人
45.2%	20.2%	26.6%	8.0%	100.0%

○災害時に困ること

治療・投薬困難	補装具使用困難	生活用具入手困難	救助要請困難	避難困難	情報入手困難	意思疎通困難	設備に不安
106人	17人	26人	33人	97人	52人	38人	101人
19.4%	3.1%	4.8%	6.0%	17.7%	9.5%	6.9%	18.5%
その他	特に無し	無回答	計				
12人	29人	36人	547人				
2.2%	5.3%	6.6%	100.0%				

※複数回答あり